

公立大学法人横浜市立大学教育研究審議会規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日 規程第 17 号

最近改正 令和 6 年 4 月 1 日 規程第 52 号

（目的）

第 1 条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学定款第26条の規定に基づき、公立大学法人横浜市立大学（以下「本法人」という。）に設置する教育研究審議会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（構成）

第 2 条 教育研究審議会は、横浜市立大学学則（以下「学則」という。）第72条に基づき次に掲げる者をもって構成する。

(1) 学長

(2) 副学長

(3) 国際総合科学部長、国際教養学部長、国際商学部長、理学部長、データサイエンス学部長、医学部長、医学部医学科長、医学部看護学科長、共通教養長、都市社会文化研究科長、国際マネジメント研究科長、生命ナノシステム科学研究科長、生命医科学研究科長、データサイエンス研究科長、医学研究科長、国際総合科学群長、医学群長、木原生物學研究所長、学術情報センター長、先端医科学研究センター長、事務局長、学長室長、学務・教務部長及び研究推進部長

(4) 附属病院長及び附属市民総合医療センター病院長

(5) 学則第72条第 2 項第 5 号の規定に基づき学長が指名する委員 2 名

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（開催）

第 3 条 教育研究審議会は、原則毎月 1 回開催する。ただし、学長は、必要に応じて臨時に開会し、又は休会することができる。

（委員会）

第 4 条 教育研究審議会は、必要がある場合には、各種委員会等を設けることができる。

2 委員会等は、担任事項について審議の結果を教育研究審議会へ答申する。

（持ち回り審議）

第 5 条 本法人定款第21条第 1 項各号に定める審議事項の審議を速やかに行うため、審議会の開催を略し、持ち回り審議を行うことができる。この場合の議決については、本法人定款第20条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

（庶務）

第 6 条 教育研究審議会の庶務は、学務・教務部教育推進課において行う。

（その他）

第 7 条 この規程に定めるもののほか、教育研究審議会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成21年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は平成23年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

平成23年 5 月 1 日以降は、事務組織規程の定める名称に読み替えるものとする。

附 則

この規程は平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年規程第63号）

この規程は平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年規程第25号）

この規程は平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規程第49号）

この規程は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年規程第52号）

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。